

セッション B (日本市場における合法性を証明した木材の調達とマーケティング)

報告 1 「日本の合法木材調達実績とホームページを利用した
合法木材供給体制整備の推進について」発表要旨

発表日時：2007 (H19) 年 12 月 4 日 (火) 9:30-10:00

発表者：(社) 全国木材組合連合会企画部情報課 加藤

発表概要

(1) グリーン購入法の改正と認定団体方式による合法性証明木材の供給

グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)の基本方針が2006年4月に改正され、国等の公的部門に納入する木材・木材製品については、合法性の証明が新たに求められるようになった。合法性の証明に当たっては、林野庁が公表したガイドラインに従って合法性を証明することとなった。このガイドラインに示された、業界団体による合法木材供給事業者の認定方法による証明体制を構築するため、わが国の木材業界では業界をあげて体制構築に取り組んだ結果、今までに130あまりの認定団体により、6,500を超える事業者が合法木材の供給事業者として認定されている。

全木連が2007年10月に合法木材供給事業者認定団体に対して実施した調査によると(平成18年度分)国内の加工業者は出荷量の10数%を合法木材として出荷し、木材加工品輸入業者は約2%を合法木材として出荷している。

(2) 日本の合法木材の調達実績と民間企業の動き

合法木材の調達側の動きを見ると、平成18年度分の農林水産省全体での合法性が証明された木材・木材製品の調達実績が発表されており、これによると製材・合板などで合法木材として購入されたのは約37千m³となっている。(政府全体の調達実績は、現在環境省が集計中(2007年10月末現在))。

供給体制の整備を視野に入れ、公的部門だけでなく、企業の中にも原材料の調達指針に合法性が証明された木材・木材製品(合法木材)を調達することを明記する企業も出てくるなど、民間による合法木材の調達の動きも徐々に広まりつつある。

(3) ホームページを利用した合法木材の供給促進のための情報提供

木材業界をあげての努力の結果、前述のとおり供給体制が整備された。今後は、民間企業・一般消費者に「合法木材(Goho-wood)」を広く知ってもらい合法木材を積極的に使ってもらうためにも、合法木材を求める企業、消費者の求めに応じられる供給体制を構築することが求められる。そこで、全木連と違法伐採総合対策推進協議会が運営するホームページ「合法木材ナビ」(<http://www.goho-wood.jp>)の中に、「合法木材製品事例紹介ページ」を作り、そこで合法木材製品の具体的な事例を紹介するシステムを作成した。このシステムは、合法木材供給事業者が、自社の合法木材製品のPRに利用できるだけでなく、合法木材製品を購入する際の参考となるよう、官公庁、企業の調達担当者に有益な情報を提供することを目指している。今後、民間部門においても多くの企業がこのサイトを利用して合法木材の供給・調達を進めてもらうよう期待している。

- 以上 -